# 申 請 概 要

## 1\_\_申請者

東日本電信電話株式会社 代表取締役社長 江部 努 西日本電信電話株式会社 代表取締役社長 大竹 伸一 (以下「NTT東西」という。)

## 2 申請年月日

平成23年6月27日(月)

## 3 実施時期

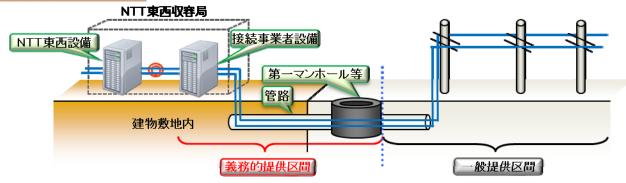
認可後、速やかに実施。

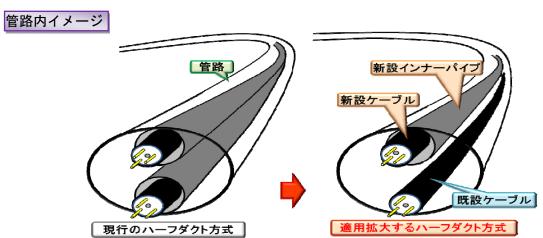
### 4 概要

本件は、義務的提供区間(※1)に当たるNTT東西の管路において接続事業者がケーブルを敷設する場合に利用されるハーフダクト方式(※2)の適用範囲を拡大するため、電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「法」という。)第33条第2項の規定に基づき、接続約款の変更を行うものである。

- ※1 通信用建物及び通信用建物から最も近い工事可能なマンホール等までの区間
- ※2 ケーブル保護用可とう管(インナーパイプ)を利用して1条の管路に2条のケーブルを収容する方式

#### 管路提供区間イメージ





### 5 主な変更内容

現在、NTT東西が所有する管路を接続事業者が利用する際には、通常は1条の管路に1条のケーブルを敷設しているところであるが、効率的な管路利用を促すため、1条の管路内にインナーパイプを2条敷設して、その中に各々ケーブルを敷設し、1条の管路に2条のケーブルを収容するハーフダクト方式を利用することが可能である。

今回、義務的提供区間に当たるNTT東西の管路において利用されるハーフダクト方式について、接続事業者の要望により、インナーパイプに収容されていないケーブルが既に1条だけ収容されている管路に新たにインナーパイプを1条敷設し、その中に2条目のケーブルを敷設する形態を追加するため、接続約款におけるハーフダクト方式に係る規定の整備を行うものである。

なお、一般提供区間の管路において利用されるハーフダクト方式については、平成22年度より、当該形態が追加されている。

また、本形態による管路の利用に係る負担額については、現行のハーフダクト方式と同様に、ケーブル1条当たり通常管路料金の2分の1の額(県別に規定した1メートルごとの額)を適用するものとする。

#### 6 諮問を要しない理由

本件は、接続事業者からの要望を受け、義務的提供区間に当たるNTT東西の管路において適用されているハーフダクト方式について、現行の方式の枠内で利用形態の追加のみを行うため、当該方式に係る規定を整備するものであり、当該負担額は接続約款に記載されている現行のハーフダクト方式と同様であることから、法第169条ただし書及び情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会決定第5号に基づき、諮問を要しない軽微な事項として認められたものである。